2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　法附則第十八条の二第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによる。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき同表の下欄に掲げる算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	経常態容補正Ⅰの算式 （A×0.40＋B×0.40＋C×0.10＋0.10）×1.620 A×0.40、B×0.40又はC×0.10に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　平成21年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金並びに諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.499を除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成22年11月から平成23年４月までの有効求人倍率（平成23年６月１日現在における最近の季節調整値。以下同じ。）の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で１を除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成22年11月から平成23年４月までの有効求人倍率の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成20年３月から平成20年８月までの有効求人倍率（平成23年６月１日現在における最近の季節調整値）の合計を６で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数を—0.32で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、負数となるときは零とする。） 経常態容補正Ⅱの算式 A×0.20＋B×0.20＋C×0.40＋0.20 A×0.20、B×0.20又はC×0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　国勢調査令によつて調査した平成17年10月１日現在における15歳未満の人口（以下「15歳未満人口」という。）並びに学校基本調査規則によつて調査した平成23年５月１日現在における当該地方団体立の高等学校及び当該道府県の区域内の私立の高等学校に在学する生徒数の合計を平成17年人口で除して得た数を0.163で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　65歳以上人口を平成17年人口で除して得た数を0.201で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	経常態容補正Ⅰの算式 （A×0.50＋B×0.30＋0.20）×1.841 A×0.50又はB×0.30に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×0.50＋B×0.30＋0.20が5.000を超えるときは、5.000とする。 算式の符号 A　平成21年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金並びに諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.503を除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　第一次産業就業者数を平成17年人口で除して得た数を0.023で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 経常態容補正Ⅱの算式 A×0.20＋B×0.20＋C×0.40＋0.20 A×0.20、B×0.20又はC×0.40に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×0.20＋B×0.20＋C×0.40＋0.20が5.000を超えるときは、5.000とする。 算式の符号 A　15歳未満人口を平成17年人口で除して得た数を0.137で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　65歳以上人口を平成17年人口で除して得た数を0.201で除して得た数（算定の過程に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成18年農業算出額を平成17年人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を67,568で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成21年農業算出額、生産林業所得統計における平成21年林業算出額及び漁業生産額における平成21年漁業生産額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を78,936で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十五第七項から第九項中「あん分」を「按分」に改める。

同条第二項に改め、同条第十六の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二項中「法附則第六条の二第二項」を「法附則第六条の三第二項」に「一・〇一六六八二」を「〇・九三九六〇六」に改め、同条第三項中「あん分」を「按分」に改める。

3　次のように改める。

一　金額を切り捨て、平成二十一年度における当該道府県の法附則第六条の三第一項第二号に掲げる額が当該道府県の同年度における平成二十三分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に法附則第十三条第四項の規定による率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数を千円とする。）に一・二〇を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数を千円とする。）に一・〇六九五六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数を千円とする。）に一・〇八九八〇六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数を千円とする。）以上千四円未満の端数があるときはその端数を千円とする。）に当該道府県の同年度における平成二十三分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、〇・二四〇五を乗じて得た率を乗じて得た数と同表第十三(1)のAに定める当該補正指数（以下「補正指数」という。）に応ずる率を乗じて得た数と以下「補正指数」に応ずる率を乗じて得た数と同表第十三(1)のBに定める当該補正指数の数の段階に応ずる数を合算した当該年度の基準財政需要額で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　交付税法第十四条の規定による平成二十三年度における地方交付税の総額の見込額から交付税法附則第十九条の十五第七項から第九項までの規定により算定した当該年度の基準財政需要額の合算額を控除した額

三　交付税法第六条の二第一項の規定による平成二十三年度における地方交付税の総額の見込額から交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の交付税法第十一条の規定により算定した平成二十三年度における地方交付税の総額の見込額を控除した額